

# 特定非営利活動法人エヌ 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エヌという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、高齢者並びに身体障害者が自立を目指し出来る限り健常者と同等の社会的、日常的な生活を送れるような住みよい地域社会作りに貢献寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に「法」という。）第2条別表1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ② 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ③ 介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業
- ④ 介護保険法に基づく通所リハビリテーション事業
- ⑤ 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
- ⑥ 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
- ⑦ 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活援助事業
- ⑧ 居宅支援住宅改修事業
- ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業
- ⑪ 介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
- ⑫ 介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業
- ⑬ 介護保険法に基づく介護予防訪問リハビリテーション事業
- ⑭ 介護保険法に基づく介護予防通所リハビリテーション事業

- ⑮ 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活援助事業
- ⑯ 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
- ⑰ 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
- ⑱ 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ⑲ 自家用有償旅客運送事業
- ⑳ 自家用自動車有償運送事業
- ㉑ 一般乗用旅客自動車運送事業
- ㉒ 特定旅客自動車運送事業
- ㉓ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ㉔ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ㉕ 児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業
- ㉖ 前各号に附帯する一切の事業

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する目的で入会した個人又は団体

### (入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の 2 分の 1 以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第 11 条 会員が納入した入会金及び会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以下
  - (2) 監事 1 名以上 2 名以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
    - (1) 代表理事 1 名
    - (2) 副代表理事 若干名
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 13 条 代表理事は、この法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

第14条 役員の任期は、2年とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の最初の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員を選任・解任
- (6) 理事会から付託された事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は、この定款に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

(1) 事務局の組織及び運営

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会に付議すべき事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事が当たる。

(議決等)

第 33 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

## 第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第 34 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 35 条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第 36 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第 38 条 (削除)

2 (削除)

(暫定予算)

第 39 条 第 37 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画及び予算の追加及び変更)

第 40 条 事業計画及び予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 代表理事は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 事務局

(設 置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 45 条 事務所には、次に掲げる書類を、法第 28 条で定める期間、常に備えておかなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表及び活動計算書
- (4) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (5) 正会員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (7) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### （定款の変更）

第 46 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### （解 散）

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を経なければならない。

### （残余財産の処分）

第 48 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

## 第 9 章 雑 則

### （公 告）

第 49 条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表

の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

（委任）

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

1（施行日）

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2（入会金・会費）

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員 入会金 1,000 円 会費 年額 1,000 円

(2) 賛助会員 入会金 500 円 会費 年額 500 円

3（設立当初の役員）

この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙記載のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。

4（設立初年度の事業計画及び予算）

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5（設立初年度の事業年度）

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

## 役員名簿

特定非営利活動法人エヌ

役 職	氏 名	報酬の有無
代表理事	<small>のむら</small> 野村 <small>かずひろ</small> 和弘	無
副代表理事	<small>そばしま</small> 傍島 <small>まさる</small> 勝	無
理 事	<small>あさの</small> 浅野 <small>すみとも</small> 純知	無
監 事	<small>いまい</small> 今井 <small>としこ</small> 淑子	無

## 【令和8年度】事業計画書

令和8年4月1日 から  
令和9年3月31日 まで

### 1. 基本方針

地域に密着した福祉サービスの提供を行います。引き続き、利用者のためのサポートを充実させ、要介護者、要支援者、障がい者の皆さんが安心、安全な生活ができるようなサービス提供を目指します。また、新規事業として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業を計画しています。障がい者や家族から相談を受け、助言や情報提供、支援にかかる計画の作成、関係機関との連絡調整とフォローなどを行います。障がい者の皆さんに寄り添った相談支援業務を行いたいと考えています。

### 2. 実施事業

実施事業は、次の4事業を計画しています。それぞれの事業ごとに具体的な計画を述べます。

#### 【特定非営利活動に係る事業】

- (1) 介護保険事業（訪問介護）（定款第5条①、②該当）
- (2) 障害福祉サービス事業（移動介助、身体介護）（定款第5条⑨該当）
- (3) 有償旅客運送事業（介護タクシー）（定款第5条⑲該当）
- (4) 相談支援事業 ※新規事業（定款第5条㉓、㉔、㉕該当）

なお、上記以外の事業は、当該年度においては実施予定はない。

#### (1) 介護保険事業（訪問介護）

##### ①事業概要

- (内 容) 高齢者に対する身体介護、生活支援サービス
- (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域
- (実施日時) 毎日 原則 9：00～18：00
- (事業対象者) 介護保険法による要介護者及び要支援者

##### ②収支の見込み

(単位：円)

摘 要	収 益	費 用
介護保険事業収益 (介護報酬、利用者負担金)	18,000,000	
人件費		16,312,500
その他経費（費用科目は予算書参照）		2,624,800
収支差額	△ 937,300	

#### (2) 障害福祉サービス事業（移動介助、身体介護）

##### ①事業概要

- (内 容) 要介護者に対する移動介護、身体介護
- (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域
- (実施日時) 毎日 原則 9：00～18：00
- (事業対象者) 障がい者

②収支の見込み (単位：円)

摘 要	収 益	費 用
障害福祉サービス事業収益 (介護給付費、利用者負担金)	14,000,000	
人件費		13,050,000
その他経費 (費用科目は予算書参照)		1,404,400
収支差額	△ 454,400	

(3) 有償旅客運送事業 (介護タクシー)

①事業概要

- (内 容) 介護タクシーによる運送事業  
 (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域  
 (実施日時) 毎日 原則 9:00~18:00  
 (事業対象者) 高齢者及び障がい者

②収支の見込み (単位：円)

摘 要	収 益	費 用
有償旅客運送事業収益 (運賃収益、介護報酬)	2,300,000	
人件費		2,283,750
その他経費 (費用科目は予算書参照)		245,770
収支差額	△ 229,520	

(4) 相談支援事業 ※新規事業

①事業概要

- (内 容) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業  
 (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域  
 (実施日時) 随時 (年間延べ100日程度)  
 (事業対象者) 障がい者、障がい児

②収支の見込み (単位：円)

摘 要	収 益	費 用
相談支援事業収益 (相談支援給付金、利用者負担金)	1,200,000	
人件費		978,750
その他経費 (費用科目は予算書参照)		346,330
収支差額	△ 125,080	

@12000円×10人×10日

③実施計画 (初年度)

- 事業追加のための定款変更認証申請、事業内容の登記
- 相談支援事業者の指定申請 (大阪市)
- 障がい者への相談支援の情報提供
- 相談支援事業に係るプログラムソフトの導入

### 3. 法人管理業務

特定非営利活動促進法に基づいて、下記の法人管理業務を行います。

- (1) 理事会を開催し活動実施方法を決定する（通年）。
- (2) 代表理事による決算書、事業報告書、予算書、事業計画書の作成
- (3) 監事による監査の実施
- (4) 通常総会を開催し、決算及び各報告書の承認を受ける。2年に1回の役員改選を行う。
- (5) 所轄庁に対して事業報告提出書等の提出、各種変更届出の実施
- (6) 役員変更登記（司法書士に依頼）

## 【令和9年度】事業計画書

令和9年4月1日 から  
令和10年3月31日 まで

### 1. 基本方針

地域に密着した福祉サービスの提供を行います。引き続き、利用者のためのサポートを充実させ、要介護者、要支援者、障がい者の皆さんが安心、安全な生活ができるようなサービス提供を目指します。また、新規事業として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業を計画しています。障がい者や家族から相談を受け、助言や情報提供、支援にかかる計画の作成、関係機関との連絡調整とフォローなどを行います。障がい者の皆さんに寄り添った相談支援業務を行いたいと考えています。

### 2. 実施事業

実施事業は、次の4事業を計画しています。それぞれの事業ごとに具体的な計画を述べます。

#### 【特定非営利活動に係る事業】

- (1) 介護保険事業（訪問介護）（定款第5条①、②該当）
  - (2) 障害福祉サービス事業（移動介助、身体介護）（定款第5条⑨該当）
  - (3) 有償旅客運送事業（介護タクシー）（定款第5条⑩該当）
  - (4) 相談支援事業 ※新規事業（定款第5条⑬、⑭、⑮該当）
- なお、上記以外の事業は、当該年度においては実施予定はない。

#### (1) 介護保険事業（訪問介護）

##### ①事業概要

- (内 容) 高齢者に対する身体介護、生活支援サービス
- (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域
- (実施日時) 毎日 原則 9:00～18:00
- (事業対象者) 介護保険法による要介護者及び要支援者

##### ②収支の見込み

(単位：円)

摘 要	収 益	費 用
介護保険事業収益 (介護報酬、利用者負担金)	18,700,000	
人件費		16,615,000
その他経費（費用科目は予算書参照）		2,684,800
収支差額	△ 599,800	

#### (2) 障害福祉サービス事業（移動介助、身体介護）

##### ①事業概要

- (内 容) 要介護者に対する移動介助、身体介護
- (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域
- (実施日時) 毎日 原則 9:00～18:00
- (事業対象者) 障がい者

②収支の見込み (単位：円)

摘 要	収 益	費 用
障害福祉サービス事業収益 (介護給付費、利用者負担金)	14,500,000	
人件費		13,292,000
その他経費 (費用科目は予算書参照)		1,452,400
収支差額	△ 244,400	

(3) 有償旅客運送事業 (介護タクシー)

①事業概要

- (内 容) 介護タクシーによる運送事業  
 (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域  
 (実施日時) 毎日 原則 9:00~18:00  
 (事業対象者) 高齢者及び障がい者

②収支の見込み (単位：円)

摘 要	収 益	費 用
有償旅客運送事業収益 (運賃収益、介護報酬)	2,500,000	
人件費		1,661,500
その他経費 (費用科目は予算書参照)		181,550
収支差額	656,950	

(4) 相談支援事業 ※新規事業

①事業概要

- (内 容) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業  
 (実施場所) 城東区・鶴見区及び守口市周辺地域  
 (実施日時) 随時 (年間延べ200日程度)  
 (事業対象者) 障がい者、障がい児

②収支の見込み (単位：円)

摘 要	収 益	費 用
相談支援事業収益 (相談支援給付金、利用者負担金)	2,400,000	
人件費		1,661,500
その他経費 (費用科目は予算書参照)		231,550
収支差額	506,950	

@12000円×20人×10日

③実施計画 (次年度)

- 障がい者への相談支援の情報提供を強化
- 相談指導員の教育
- 相談支援の方法や内容の充実を図る
- 事業継続可能性の再評価

### 3. 法人管理業務

特定非営利活動促進法に基づいて、下記の法人管理業務を行います。

- (1) 理事会を開催し活動実施方法を決定する（通年）。
- (2) 代表理事による決算書、事業報告書、予算書、事業計画書の作成
- (3) 監事による監査の実施
- (4) 通常総会を開催し、決算及び各報告書の承認を受ける。2年に1回の役員改選を行う。
- (5) 所轄庁に対して事業報告提出書等の提出、各種変更届出の実施
- (6) 役員変更登記（司法書士に依頼）

【令和8年度】活動予算書

令和8年4月1日 から  
令和9年3月31日 まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業				法人会計	合 計
	介護保険事業 (訪問看護)	障害福祉サービス 事業(移動介護、 身体介護)	有償旅客運送事業 (介護タクシー)	相談支援事業 ※新規事業		
I 経 常 収 益						
1. 事業収益						
介護保険事業収益	18,000,000					18,000,000
障害福祉サービス事業収益		14,000,000				14,000,000
有償旅客運送事業収益			2,300,000			2,300,000
相談支援事業収益				1,200,000		1,200,000
事業収益計	18,000,000	14,000,000	2,300,000	1,200,000	0	35,500,000
2. その他収益						
受取利息					3,000	3,000
雑収益(処遇改善手当)					6,000,000	6,000,000
貸倒引当金戻入					5,000	5,000
その他雑収入					130,000	130,000
その他収益計	0	0	0	0	6,138,000	6,138,000
経 常 収 益 計	18,000,000	14,000,000	2,300,000	1,200,000	6,138,000	41,638,000
II 経 常 費 用						
1. 事業費						
(1) 人件費						
役員報酬	1,300,000	1,040,000	182,000	78,000		2,600,000
給料手当	13,500,000	10,800,000	1,890,000	810,000		27,000,000
法定福利費	1,500,000	1,200,000	210,000	90,000		3,000,000
福利厚生費	12,500	10,000	1,750	750		25,000
人件費計	16,312,500	13,050,000	2,283,750	978,750	0	32,625,000
(2) その他経費						
通信費	250,000	200,000	35,000	15,000		500,000
接待交際費	285,000					285,000
広告宣伝費				30,000		30,000
旅費交通費	74,000					74,000
賃借料	234,000	187,200	32,760	14,040		468,000
保険料	139,000	111,200	19,460	8,340		278,000
修繕費	215,000	172,000	30,100	12,900		430,000
事務用品費	80,000			11,000		91,000
消耗品費	18,000					18,000
水道光熱費	182,500	146,000	25,550	10,950		365,000
支払手数料	287,000			200,000		487,000
租税公課	81,300					81,300
諸会費	28,000					28,000
新聞図書費	16,000					16,000
リース料	170,000	136,000	23,800	10,200		340,000
減価償却費	260,000	208,000	36,400	15,600		520,000
雑費	80,000	64,000	11,200	4,800		160,000
燃料費	225,000	180,000	31,500	13,500		450,000
その他経費計	2,624,800	1,404,400	245,770	346,330	0	4,621,300
事業費計	18,937,300	14,454,400	2,529,520	1,325,080	0	37,246,300
2. 管理費						
(1) 人件費						
役員報酬					2,300,000	2,300,000
人件費計	0	0	0	0	2,300,000	2,300,000
(2) その他経費						
通信費					220,000	220,000
旅費交通費					3,000	3,000
賃借料					2,252,000	2,252,000
保険料					370,000	370,000
修繕費					95,000	95,000
事務用品費					90,000	90,000
消耗品費					20,000	20,000
支払手数料					1,050,000	1,050,000
支払利息					100,000	100,000
法人税、住民税及び事業税					70,000	70,000
その他経費計	0	0	0	0	4,270,000	4,270,000
管 理 費 計	0	0	0	0	6,570,000	6,570,000
経 常 費 用 計	18,937,300	14,454,400	2,529,520	1,325,080	6,570,000	43,816,300
当期正味財産増減額	△ 937,300	△ 454,400	△ 229,520	△ 125,080	△ 432,000	△ 2,178,300
前期繰越正味財産額	—	—	—	—	—	△ 14,202,474
次期繰越正味財産額	—	—	—	—	—	△ 16,380,774

【注記】前期繰越正味財産額は、令和8年3月31日決算は未到来であるため、仮に令和7年3月31日現在の次期繰越正味財産額を計上している。

【令和9年度】活動予算書

令和9年 4月 1日 から  
令和10年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業				法人会計	合 計
	介護保険事業 (訪問看護)	障害福祉サービス 事業 (移動介護、 身体介護)	有償旅客運送事業 (介護タクシー)	相談支援事業 ※新規事業		
I 経 常 収 益						
1. 事業収益						
介護保険事業収益	18,700,000					18,700,000
障害福祉サービス事業収益		14,500,000				14,500,000
有償旅客運送事業収益			2,500,000			2,500,000
相談支援事業収益				2,400,000		2,400,000
事業収益計	18,700,000	14,500,000	2,500,000	2,400,000	0	38,100,000
2. その他収益						
受取利息					3,000	3,000
雑収益 (処遇改善手当)					6,200,000	6,200,000
貸倒引当金戻入					5,000	5,000
その他雑収入					130,000	130,000
その他収益計	0	0	0	0	6,338,000	6,338,000
経 常 収 益 計	18,700,000	14,500,000	2,500,000	2,400,000	6,338,000	44,438,000
II 経 常 費 用						
1. 事業費						
(1) 人件費						
役員報酬	1,300,000	1,040,000	130,000	130,000		2,600,000
給料手当	13,750,000	11,000,000	1,375,000	1,375,000		27,500,000
法定福利費	1,550,000	1,240,000	155,000	155,000		3,100,000
福利厚生費	15,000	12,000	1,500	1,500		30,000
人件費計	16,615,000	13,292,000	1,661,500	1,661,500	0	33,230,000
(2) その他経費						
通信費	300,000	240,000	30,000	30,000		600,000
接待交際費	285,000					285,000
広告宣伝費				50,000		50,000
旅費交通費	74,000					74,000
賃借料	234,000	187,200	23,400	23,400		468,000
保険料	139,000	111,200	13,900	13,900		278,000
修繕費	215,000	172,000	21,500	21,500		430,000
事務用品費	80,000					80,000
消耗品費	18,000					18,000
水道光熱費	182,500	146,000	18,250	18,250		365,000
支払手数料	287,000					287,000
租税公課	81,300					81,300
諸会費	28,000					28,000
新聞図書費	16,000					16,000
リース料	170,000	136,000	17,000	17,000		340,000
減価償却費	260,000	208,000	26,000	26,000		520,000
雑費	90,000	72,000	9,000	9,000		180,000
燃料費	225,000	180,000	22,500	22,500		450,000
その他経費計	2,684,800	1,452,400	181,550	231,550	0	4,550,300
事業費計	19,299,800	14,744,400	1,843,050	1,893,050	0	37,780,300
2. 管理費						
(1) 人件費						
役員報酬					2,300,000	2,300,000
人件費計	0	0	0	0	2,300,000	2,300,000
(2) その他経費						
通信費					220,000	220,000
旅費交通費					3,000	3,000
賃借料					2,252,000	2,252,000
保険料					370,000	370,000
修繕費					95,000	95,000
事務用品費					90,000	90,000
消耗品費					20,000	20,000
支払手数料					1,050,000	1,050,000
支払利息					100,000	100,000
法人税、住民税及び事業税					70,000	70,000
その他経費計	0	0	0	0	4,270,000	4,270,000
管理費計	0	0	0	0	6,570,000	6,570,000
経 常 費 用 計	19,299,800	14,744,400	1,843,050	1,893,050	6,570,000	44,350,300
当期正味財産増減額	△ 599,800	△ 244,400	656,950	506,950	△ 232,000	87,700
前期繰越正味財産額	—	—	—	—	—	△ 16,380,774
次期繰越正味財産額	—	—	—	—	—	△ 16,293,074